



北柏町会は設立20周年！
Kitakashiwa Town Council celebrates its 20th anniversary!

北柏町会

Kitakashiwa Town Council

令和8年3月 臨時総会 議案書

March 2026 Extraordinary General Meeting

日時 令和8年3月22日（日）午前10時より開始

場所 北柏町会ふるさと会館 大会議室 柏市北柏3丁目15-10 会館通り



当日の様子はオンライン配信致します。

北柏町会ウェブサイトよりアクセスしてください。

北柏町会



Kitakashiwa Town Council

March 2026 Extraordinary General Meeting

別途配布する、議決権行使書を使って議決権を行使してください。

当日会場でご参加の場合、必ず議決権行使書をご持参ください。

事前議決権行使を行う場合は、記入後に北柏町会ふるさと会館、または各班長宅へご提出ください。

今総会ではインターネットによる事前議決権行使はありません！

事前議決権行使期限

〔書面〕

【班長宅提出】 令和8年3月20日（金）

【ふるさと会館提出】 令和8年3月21日（土）

The English version of the agenda is here. →



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

式次第

司会 総務部門長

1. 開会の辞(副会長)

2. 町会長挨拶

3. 議長選出

4. 議長登壇

(1) 書記任命

(2) 議事録署名人選出

5. 議事

第1号議案 北柏町会規約の一部を変更する規約案(1)

第2号議案 北柏町会規約の一部を変更する規約案(2)

第3号議案 北柏町会規約の一部を変更する規約案(3)

第4号議案 北柏町会規約の一部を変更する規約案(4)

6. 議長降壇

7. 閉会の辞(副会長)

北柏町会の規約を以下のとおり変更する。

(下線部は変更部分)

改正案	現行
<p>(総会の書面表決等) 第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 (略)</p>	<p>(総会の書面表決等) 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 (略)</p>
<p>(総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)(略) (2)会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法をもって表決したもの及び表決委任者を含む) (3)から(5) (略) 2 (略)</p>	<p>(総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)(略) (2)会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む) (3)から(5) (略) 2 (略)</p>
<p>(役員会の招集等) 第26条 (略) 2 (略) 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(役員会の招集等) 第26条 (略) 2 (略) 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>

<変更理由>

・第22条について

インターネットなど情報通信技術が向上している中で、インターネット等による会議の実施が現実的となり、新型コロナウイルス感染症の流行による環境の変化の中で、総会の実施、表決権の行使について、地方自治法上、規約の改正等による対応を行うことを前提に認められていること等を踏まえ変更するもの。

・第23条について

第22条の変更に伴い、電磁的方法をもって表決したものの数を議事録に記録することが適切と考えられるため。

・第26条について

インターネットなど情報通信技術が向上している中で、会議の開催案内についても電磁的方法でも行うことができるよう合理化を図るもの。

第 2 号議案 北柏町会規約の一部を変更する規約案(2)

北柏町会の規約を以下のとおり変更する。
(下線部は変更部分)

改正案	現行
(区域) 第3条 本会の区域は、北柏 1 丁目から北柏 5 丁目までの全域及び根戸のうちJR常磐線以南であって大堀川以東の区域とする。	(区域) 第3条 本会の区域は、北柏1丁目から北柏5丁目までの全域とする。

<変更理由>

JR常磐線沿いであって住所が根戸となっている住宅について、実態として北柏町会に隣接しており、北柏町会に含めることが適切と考えられるため。なお、北柏ふるさと公園については会員となる自然人の住所とはなり得ないため区域に含まないものとする。

第 3 号議案 北柏町会規約の一部を変更する規約案(3)

北柏町会の規約を以下のとおり変更する。
(下線部は変更部分)

改正案	現行
(規約の変更) 第36条 この規約は、総会において総会員の <u>3分の2</u> 以上の議決を得、かつ、柏市長の認可を受けなければ変更することはできない。	(規約の変更) 第36条 この規約は、総会において総会員の <u>4分の3</u> 以上の議決を得、かつ、柏市長の認可を受けなければ変更することはできない。

<変更理由>

社会経済情勢の変化速度が高まる中で、一定程度機動的に規約の変更が可能となるよう見直すもの。地方自治法では、規約の変更については原則総会員の3/4の賛成が必要であるが、規約に別途定めることが可能とされていることから、総会員の2/3で規約の変更が可能となるよう変更するもの。

なお、規約の変更は重要な事項であることから、相当数の賛成がないと変更ができないものとなっているが、柏市役所からは、総会員数の2/3の賛成による規約の変更は前例がありとの回答を得ている。

第 4 号議案 北柏町会規約の一部を変更する規約案(4)

北柏町会の規約を以下のとおり変更する。
(下線部は変更部分)

改正案	現行
(解散) 第37条 本会は、 <u>地方自治法第 260 条の 20</u> の規定により解散する。	(解散) 第37条 本会は、 <u>地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条 第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定</u> により解散する。

<変更理由>

地方自治法等の改正に伴い、形式的な変更を行うもの。